

厚生労働省

ひと、くらし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

建築物衛生法について

令和8年9月15日 第1回厚生科学審議会生活環境部会

厚生労働省健康・生活衛生局

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）概要

目的（第1条）

この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。

※ 特定建築物所有者等と維持管理権原者は、同一の場合と異なる場合がある。

【特定建築物所有者等】

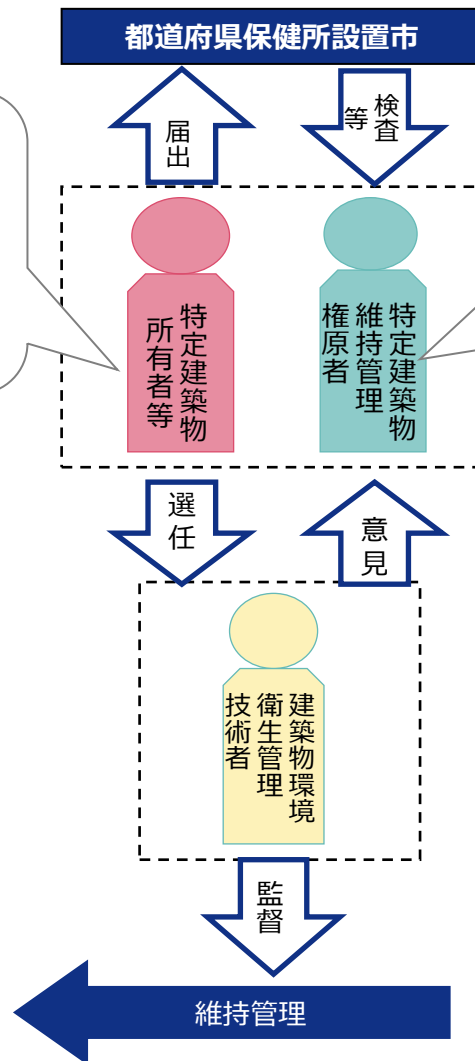
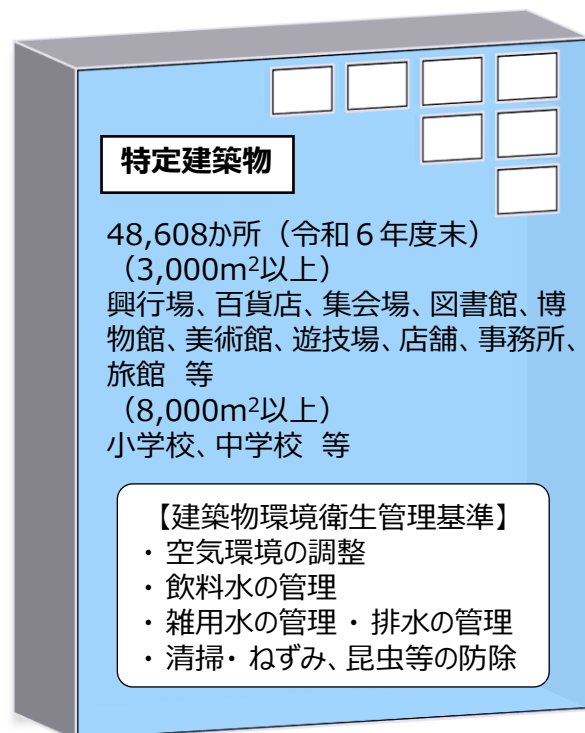
（所有者又は全部の管理の権原者）

- ・特定建築物の届出
- ・建築物環境衛生管理技術者の選任
- ・維持管理に関する帳簿書類の管理

【特定建築物維持管理権原者】

（当該特定建築物の維持管理について権原を有する者）

- ・建築物環境管理基準に従い維持管理
- ・建築物環境衛生管理技術者の意見尊重
- ・改善命令等に従う

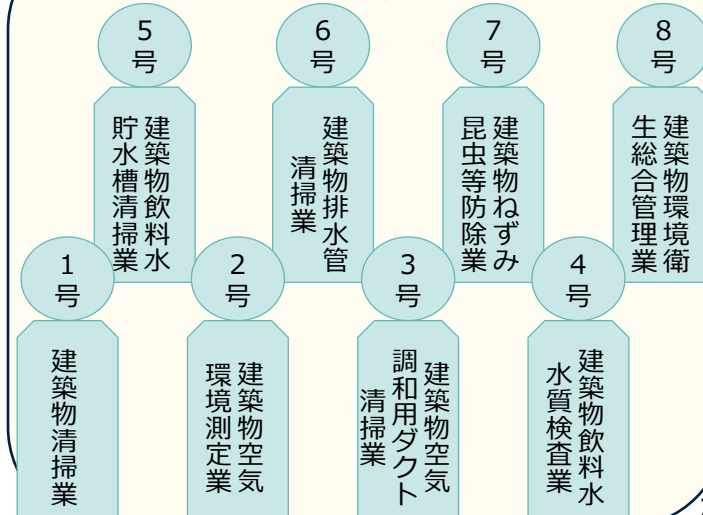


ビルメンテナンス業者

ビルメンテナンス業の事業場数23,774（令和6年度）

＜都道府県知事の登録対象業種＞

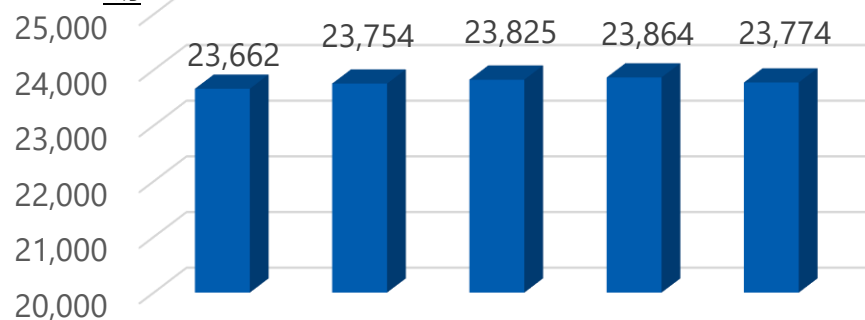
* 延べ登録営業所数 17,842か所（令和6年度末）



ビルメンテナンス業における現状（基礎データ編）

ビルメンテナンス業の事業場数

➡ **23,774 事業場**（労災保険が適用されない個人事業者等は含まれない）

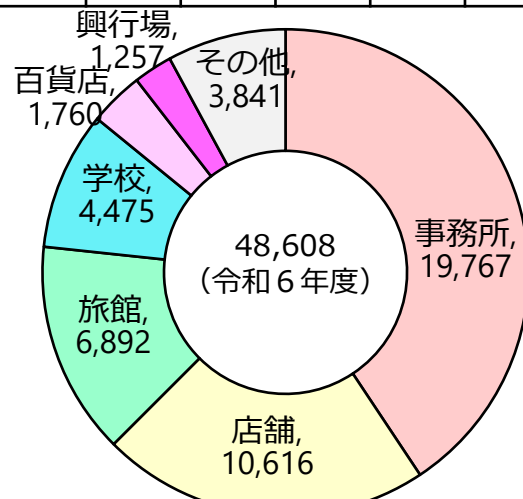


令和2年度 令和3年度 令和4年度 令和5年度 令和6年度
（出典 労働者災害補償保険事業年報）

建築物衛生法に基づく特定建築物数

※ 特定建築物とは、建築物衛生法に基づく建築物環境衛生管理基準の義務の対象となる建築物をいう。

R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
46,756	47,273	47,530	47,910	48,313	48,608



（出典 衛生行政報告例（令和6年度））

建築物衛生法に基づく登録営業所数

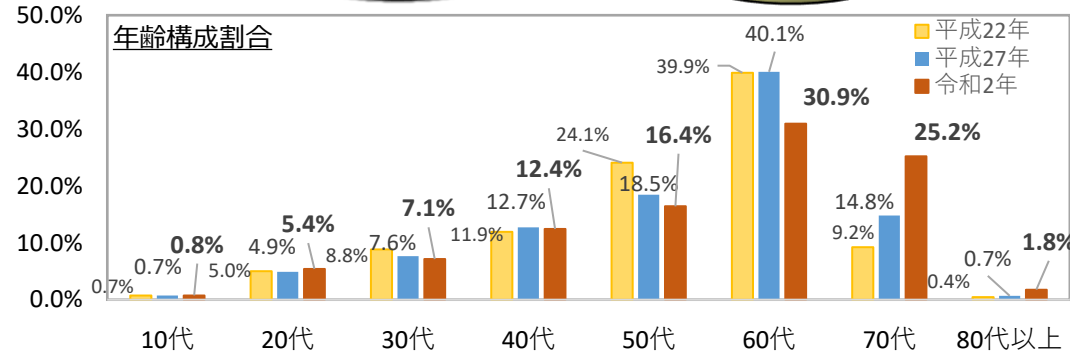
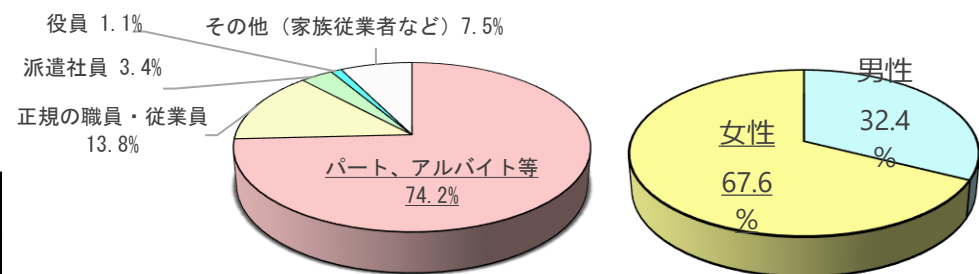
※ 一つの営業所が複数の登録を受けている場合はそれぞれ計上しており、個人事業者等も含まれていることから、総数はビルメンテナンス業の事業場数と一致しない

建築物清掃業	3,904	建築物飲料水貯水槽清掃業	6,435
建築物空気環境測定業	872	建築物排水管清掃業	1,169
建築物空気調和用ダクト清掃業	111	建築物ねずみ昆虫等防除業	2,688
建築物飲料水水質検査業	495	建築物環境衛生総合管理業	2,168

（出典 衛生行政報告例（令和6年度））

ビル・建物清掃員の就業者数

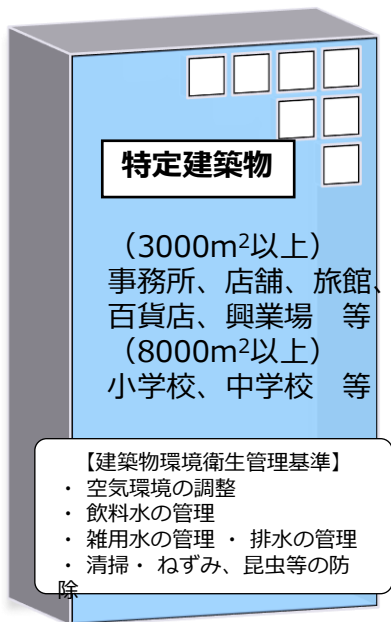
➡ **910,680 人(令和2年国勢調査)**（出典 国勢調査）



ビル・建物清掃員の有効求人倍率等

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度
有効求人倍率の推移	2.05	2.10	2.65	2.46	2.31	2.12

（出典 厚生労働省職業安定局）



建築物衛生法関係条文（PFAS対応関係）①

○「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和四十五年法律第二十号）」（抄）

（建築物環境衛生管理基準）※維持管理義務の根拠

第四条 特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものは、政令で定める基準（以下「建築物環境衛生管理基準」という。）に従つて当該特定建築物の維持管理をしなければならない。

2 建築物環境衛生管理基準は、空気環境の調整、給水及び排水の管理、清掃、ねずみ、昆虫等の防除その他環境衛生上良好な状態を維持するのに必要な措置について定めるものとする。

3 特定建築物以外の建築物で多数の者が使用し、又は利用するものの所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するものは、建築物環境衛生管理基準に従つて当該建築物の維持管理をするように努めなければならない。

（報告、検査等）※報告徴収・立入検査

第十一条 都道府県知事は、厚生労働省令で定める場合において、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、特定建築物所有者等に対し、必要な報告をさせ、又はその職員に、特定建築物に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件若しくはその維持管理の状況を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、その居住者の承諾を得なければならない。

2 第七条の十五第二項及び第三項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

（改善命令等）※必要な措置の命令・使用停止又は制限

第十二条 都道府県知事は、厚生労働省令で定める場合において、特定建築物の維持管理が建築物環境衛生管理基準に従つて行なわれておらず、かつ、当該特定建築物内における人の健康をそこない、又はそこなうおそれのある事態その他環境衛生上著しく不適当な事態が存すると認めるときは、当該特定建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有するものに対し、当該維持管理の方法の改善その他の必要な措置をとるべきことを命じ、又は当該事態がなくなるまでの間、当該特定建築物の一部の使用若しくは関係設備の使用を停止し、若しくは制限することができる。

建築物衛生法関係条文（PFAS対応関係）②

○「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令（昭和四十五年政令第三百四号）」（抄）

（建築物環境衛生管理基準）

第二条 法第四条第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一 （略）

二 給水及び排水の管理は、次に掲げるところによること。

イ 給水に関する設備（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第九項に規定する給水装置を除く。ロにおいて同じ。）を設けて人の飲用その他の厚生労働省令で定める目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、同法第四条の規定による水質基準に適合する水を供給すること。

ロ 給水に関する設備を設けてイに規定する目的以外の目的のために水を供給する場合は、厚生労働省令で定めるところにより、人の健康に係る被害が生ずることを防止するための措置を講ずること。

ハ 排水に関する設備の正常な機能が阻害されることにより汚水の漏出等が生じないように、当該設備の補修及び掃除を行うこと。

三 （略）

建築物衛生法関係条文（PFAS対応関係）③

○「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第二号）」（抄）

（飲料水に関する衛生上必要な措置等）

第四条 令第二条第二号イに規定する水の供給は、次の各号の定めるところによる。

一 給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率を百万分の〇・一（結合残留塩素の場合は、百万分の〇・四）以上に保持するようにすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合の給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の含有率は、百万分の〇・二（結合残留塩素の場合は、百万分の一・五）以上とすること。

二 貯水槽の点検等有害物、汚水等によつて水が汚染されるのを防止するため必要な措置

三 水道法第三条第二項に規定する水道事業の用に供する水道又は同条第六項に規定する専用水道から供給を受ける水のみを水源として前条に規定する目的のための水（以下「飲料水」という。）を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。

イ 水質基準に関する省令（平成十五年厚生労働省令第百一号。以下「水質基準省令」という。）の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十三の項、三十五の項、三十六の項、三十九の項、四十一の項及び四十七の項から五十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。

ロ 水質基準省令の表中十の項、二十二の項から三十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。

四 地下水その他の前号に掲げる水以外の水を水源の全部又は一部として飲料水を供給する場合は、当該飲料水の水質検査を次に掲げるところにより行うこと。

イ 給水を開始する前に、水質基準省令の表の上欄に掲げるすべての事項について行うこと。

ロ 水質基準省令の表中一の項、二の項、六の項、九の項、十一の項、三十三の項、三十五の項、三十六の項、三十九の項、四十一の項及び四十七の項から五十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、六月以内ごとに一回、定期に、行うこと。

ハ 水質基準省令の表中十の項、二十二の項から三十二の項までの項の上欄に掲げる事項について、毎年、測定期間中に一回、行うこと。

二 水質基準省令の表中十四の項、十六の項から十九の項までの項、二十一の項及び四十六の項の上欄に掲げる事項について、三年以内ごとに一回、定期に、行うこと。

五 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めたときは、水質基準省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

六 第四号に掲げる場合においては、特定建築物の周辺の井戸等における水質の変化その他の事情から判断して、当該飲料水について水質基準省令の表の上欄に掲げる事項が同表の下欄に掲げる基準に適合しないおそれがあるときは、同表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。

七 遊離残留塩素の検査及び貯水槽の清掃を、それぞれ七日以内、一年以内ごとに一回、定期に、行うこと。

八 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知つたときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させること。

2 令第二条第二号イの規定により給水に関する設備を設けて飲料水を供給する場合は、同号イに定める基準に適合する水を供給するため、厚生労働大臣が別に定める技術上の基準に従い、これらの設備の維持管理に努めなければならない。